

### 議事要旨(3) 後発事象に関する会計基準の検討について

冒頭、都常勤委員より、後発事象に関する会計基準の検討について、今後の予定と今回審議すべき論点の概要の説明がなされた。引き続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)-2〕及び〔審議事項(3)-3〕に基づき、文案の内容及びディスカッションポイントを中心に説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- ある委員より、「公表承認日」の取扱いについて、結論の背景ではなく、基準本文で明確にすべきではないかとの意見があった。また、「公表承認日」の会社法上の取扱い、監査上の取扱いについて、追加の検討が必要ではないかとの意見があった。これに対し、事務局より反映できるように検討したい旨の回答がなされた。また、同委員より「後発事象」の定義の記載ぶり、及び具体的な例示の記載の要否について質問がなされた。これに対し、事務局より、定義に関する文案の検討内容について説明がなされた。また、具体的な例示の要否については、今後文案に含めて行くことを検討している旨の説明がなされた。
- また、ある委員より、会社法の監査制度では、監査役等の監査報告も定められており、それも含めて検討すべきではないかとの意見があった。これに対して事務局より、会計基準に法制度の枠組みを組み入れることは難しいが、対応可能な面があれば反映させることを検討する旨の回答がなされた。
- さらに、別の委員より、会社法計算書類の公表承認日以後有価証券報告書に含まれる財務諸表の公表承認日までに発生した後発事象の取扱いについて、修正後発事象として取り扱った場合の実務上の考えられる懸念事項について質問があった。これに対し、事務局より検討する旨の回答がなされた。
- また、別の委員より、修正後発事象と誤謬との関係について質問がなされた。これに対し、事務局より両者の関係について「結論の背景」で記載することを検討したいとの説明がなされた。

以 上